

市営住宅だより

平成27年春号(平成27年3月1日)

サービスセンター問い合わせ

(編集・発行) 新潟市役所住環境政策課
(問い合わせ) TEL:025-226-2817

・万代サービスセンター:中央区万代4-1-8文光堂ビル2階
TEL:025-374-5410 (北区, 東区)

・白山サービスセンター:中央区白山浦1-614-5白山ビル1階
TEL:025-234-5252(中央区, 江南区, 秋葉区, 南区, 西区, 西蒲区)

◆◇減免申請の受付がはじまります◇◆

平成27年度の市営住宅家賃・駐車場使用料の減免申請を 3月16日(月) から受け付けます。

減免を受けるためには、年度ごとに申請する必要があります(収入申告とは別の手続きです)。

詳しくは担当の市営住宅サービスセンターへお問い合わせください。

<家賃が減免される世帯>

- 世帯全員の収入合計額が生活保護基準以下の世帯(障害年金など非課税分も含む)
- 長期入院のため、生活保護の住宅扶助費が停止されている世帯
- 天災及び火災により(家内にある)家財に著しい損害を受けた世帯

<駐車場使用料が減免される方>

- 自動車税または軽自動車税の減免を受けている方
- 駐車禁止除外指定者許可証の交付を受けている方

減免は自動的に更新されません。毎年度、申請が必要です。

注) 4月分から減免を受けるためには、4月末日までに申請する必要があります。

注) 5月以降に申請された場合は、申請月の翌月分から減免となります。

◆◇外壁改修・耐震化工事にご協力ください◇◆

外壁改修や耐震化工事を順次進めています。ご協力をお願いします。

- 工事開始前までに、ベランダの私物を片付けてください。
- OBS・CSアンテナの移動は自己負担をお願いします。
- エアコンの配管カバー取り付け時に外壁に穴を開けないでください。



◆◇サービスセンターへご相談を◇◆

- **車庫証明**(保管場所使用承諾証明書)は各サービスセンターで発行します。
→ 発行手数料はかかりませんが、**未納がある場合は発行できません**。
また、市役所や区役所では発行できません。
- **各種の届出・申請** ~手続き忘れはありませんか~
→ 心当たりがある方は、担当のサービスセンターへ早めにご連絡ください。



- 世帯の構成が変わった
・出生, 死亡, 転入, 転出等
- 市営住宅を退去する予定がある
- 入居名義人が死亡した
- 退職や転職などで収入が下がった
- 駐車場の使用車両が変わった
- 連帯保証人を変更したい

…家賃が最高額になる場合も…

<収入申告書を提出していない>
収入申告書(緑色の紙)を提出していない場合は、**4月からの家賃が最高額**となります。早急に提出してください。
※家賃算定基準は裏面を参照ください

● **修繕は必ず市営住宅サービスセンターへご相談を**

→ 市が負担する修繕であっても、サービスセンターを通さず直接業者に頼んだ場合は入居者の負担となります。事前に担当のサービスセンターへご相談ください。

◆◇住みよい環境をつくるために◇◆ ~入居者どうして協力を~

共同住宅で生活していくためには、みなさんの協力が必要です。

- 日常生活を営む上である程度の生活音は出てしまうものですが、特に夜間や早朝などは、大きな音を出さないよう気をつけましょう。また、**やむを得ない事情がある場合は、事前に周囲に知らせておくなど、互いにトラブル回避につとめましょう。**
- ベランダは大切な共有部分です。火災などの非常時には避難通路となりますので、私物を置いて通路を塞がないよう注意してください。**

※市営住宅の家賃算定基準については裏面を参照ください。

裏 面

平成 27 年 3 月 1 日

公営住宅の家賃算定基礎額等について

別紙「収入の額の認定兼家賃決定通知書」F 欄の本来家賃は、E 欄の家賃算定基礎額に、住宅及び棟、部屋ごとの広さや建設年度、利便性等から算出した数値を乗じて算定しています。**住宅によっては、年度により増減する場合があります。**

市営住宅を含む公営住宅の家賃算定基礎額については、公営住宅公営住宅法施行令第 2 条第 2 項に規定されています。詳細は下表のとおりです。

○ E 欄：家賃算定基礎額

- ・家賃算定基礎額は、世帯の合計所得額に応じて設定されています。

【公営住宅】

収入分位	世帯の合計所得額（月額）	家賃算定基礎額
1	0 円 ～ 104,000 円	34,400 円
2	104,001 円 ～ 123,000 円	39,700 円
3	123,001 円 ～ 139,000 円	45,400 円
4	139,001 円 ～ 158,000 円	51,200 円
5	158,001 円 ～ 186,000 円	58,500 円
6	186,001 円 ～ 214,000 円	67,500 円
7	214,001 円 ～ 259,000 円	79,000 円
8	259,001 円 ～	91,100 円

【改良住宅】

収入分位	世帯の合計所得額（月額）	家賃算定基礎額
1	0 円 ～ 104,000 円	34,400 円
2	104,001 円 ～ 123,000 円	34,400 円
3	123,001 円 ～ 139,000 円	34,400 円
4	139,001 円 ～ 158,000 円	34,400 円

< 参考 >

○G 欄：加算金割増賃料

- ・収入超過者等は F 欄の本来家賃に G 欄の額が上乗せされます。

○収入申告が未申告の方

- ・H 欄の近傍同種家賃が平成 27 年 4 月からの家賃額となります。
→ 意見書及び収入申告書を提出することで、世帯の所得に応じた家賃額に更正できる場合があります。詳しくは担当のサービスセンターへ。

担 当

新潟市 建築部 住環境政策課 公共住宅管理係
TEL : 025-226-2817 (直通) FAX : 025-229-5190